

## 高齢者世帯等の住居安全対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市（以下「市」という。）とNPO法人群馬県建築工事連絡協議会（以下「事業者」という。）が、「高齢者世帯等の住居安全対策事業の実施に関する協定書」に基づき、協働で実施する事業の施行について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次に掲げる者のみで構成する世帯とする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 身体障害者手帳を有する者
- (3) 療育手帳を有する者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を有する者

(申請)

第3条 前条の対象者のうち、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の取付けの支援を希望する者は、申請書兼承諾書（様式第1号）又は電話により、市に申請するものとする。

2 前項に規定する申請書兼承諾書の提出先及び電話による申請先は、消防局予防課とする。

(審査等)

第4条 市は、前条の規定による申請書兼承諾書及び電話による申請を受けた場合は、第2条に規定する対象者であることを確認した上で、事業者に様式第2号により、出張取付け依頼を行う。

(出張取付け)

第5条 事業者は前条の規定による出張取付け依頼に基づき、申請者宅へ出張し、住警器を取り付けるものとする。

2 事業者は、申請者に市が交付する事業者証（様式第3号）を提示するものとする。

(立会い)

第6条 申請者は、住警器の取付け作業に立ち会い、取付け状態及び作動等を確認し、設置完了届（様式第4号）の確認欄に署名をしなければならない。

(機器及び費用負担)

第7条 設置する住警器は、消防法第21条の9第1項の規定に基づく検定合格の表示が付されているものとする。

2 申請者は、事業者に1か所設置につき3,000円を支払うものとする。

3 住警器の設置にかかる事前調査及び取付け作業にかかる費用については、申請者に負担を求めないものとする。

(報告)

第8条 事業者は、住警器の取付け作業が完了したときは、完了届（様式第4号）により、

市に報告しなければならない。

(免責)

第9条 住警器の取付けに際して家屋及び家具に発生した傷等については、市及び事業者の責めに帰すべき事由と認められる場合を除き、その損害賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月22日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。